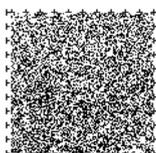
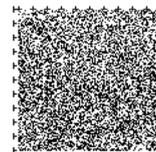


12 雇用安定制度について

障がいのある方々の雇用については、次のような援護が行われています。

援護の措置	内 容	金 額 等	問合わせ先	備 考
雇用率の設定	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主に対する、一定数以上の障がい者雇用の義務づけです。 国、地方公共団体 2.6% (都道府県教育委員会等は2.5%) 民間企業 2.3% 特殊法人 2.6% 			
職場適応訓練	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が事業主に委託して、障がいのある者の能力に適した職種について6ヶ月以内（重度の方は1年以内）の実施訓練を行い、引き続き事業主が雇用する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主には 訓練生1人につき 1ヶ月 24,000円 重度の方は 1ヶ月 25,000円 訓練生の方には 20歳未満 日額 3,530円 20歳以上 日額 3,930円 (函館市内に居住の方) 		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人を公共職業安定所または一定要件を備えた無料・有料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部が助成されます。 対象労働者の要件 雇い入れ日現在65歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 ただし、紹介を受けた日の時点で雇用保険の被保険者であるもの（重度障がい者等を除く。）は対象労働者となりません。 ※重度障がい者等とは、重度身体障がい者、重度知的障がい者、45歳以上の身体障がい者、45歳以上の知的障がい者、精神障がい者（いずれも短時間労働者を除く。）をいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 重度障がい者等以外の障がい者（短時間労働者を除く。） 25万円×最高2回 (中小企業は30万円×最高4回) 重度障がい者等 33万円×最高3回 (中小企業は40万円×最高6回) 短時間労働者である障がい者 15万円×最高2回 (中小企業は20万円×最高4回) ※短時間労働者とは週の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。 	ハローワーク (函館公共職業安定所) ☎ 26-0735 FAX 26-0738)	詳しい支給要件等については窓口でおたずねください。
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者や難治性疾患患者を公共職業安定所などの紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者以外である場合 25万円×最高2回 (中小企業は30万円×最高4回) 短時間労働者である場合 15万円×最高2回 (中小企業は20万円×最高4回) 		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の雇用に関する知識や経験のない企業に、障がいのある方を試用雇用（トライアル雇用～原則3ヶ月間）の形で受け入れてもらい、常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者1人につき 4万円/月 (最長3ヶ月間) ※精神障がい者の場合は 3ヶ月間は8万円/月、4ヶ月目以降は4万円/月（最長6ヶ月間） 		





援護の措置	内 容	金 額 等	問合わせ先	備考
障害者雇用納付金の申告納付	・常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で、法定雇用数を満たしていない事業主は納付金の納付が必要。	法定雇用数に満たない障害者1人当たり 月額5万円納付	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)ホームページ (https://www.jeed.go.jp/) をご覧ください。か、JEED北海道支部高齢・障害者業務課にお問い合わせください。 (☎ 011-622-3351 FAX 011-622-3354)	
障害者雇用調整金の支給	・常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で、法定雇用数を超過して障害者を雇用している事業主に支給。	法定雇用数を超過する障害者1人当たり 月額2万7千円 ※令和6年度申請から 月額2万9千円		
報奨金の支給	・常時雇用している労働者数が100人以下で月平均6人を超過して障害者を雇用している事業主に支給。	月平均6人を超過する障害者1人当たり 月額2万1千円		
特例給付金の支給	・週の労働時間が10時間以上20時間未満である障害者を雇用している事業主に支給(常用障害者数が上限)。	100人超事業主 1人当たり月額7千円 100人以下事業主 1人当たり月額5千円		
障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度(主な制度) ※事前に申請が必要				
①障害者作業施設設置等助成金	・障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設・付帯施設・作業設備の設置などを行う場合に助成。	助成率2/3		
②障害者介助等助成金	・障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置などを行う場合に助成。	助成率3/4など		
③職場復帰支援助成金	・中途障害等により1か月以上の休職を余儀なくされた者が職場復帰するために職場適応措置を行う場合に助成。	月額6万円(中小企業:1年間)		
④職場適応援助者助成金	・職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に助成。	1日:1万6千円など		
⑤重度障害者等通勤対策助成金	・障害特性による通勤等の課題を軽減または解消するための措置を行う場合に助成。(駐車場の賃借など)	助成率3/4		

